

平成29年度 第8回

みどり市定例教育委員会 会議録

平成29年11月10日 開会

平成29年11月10日 閉会

みどり市教育委員会

# 平成29年度第8回みどり市定例教育委員会会議録

---

平成29年11月10日（金曜日）

---

## 議事日程

平成29年11月10日（金曜日）午前10時開議

- 日程第 1 会議録署名委員の指名
  - 日程第 2 会期の決定
  - 日程第 3 教育長報告
  - 日程第 4 議案第23号 議会の議決を経るべき議案の原案について（みどり市多世代交流館条例の制定）
  - 日程第 5 議案第24号 議会の議決を経るべき議案の原案について（平成29年度一般会計補正予算（補正第3号）、富弘美術館事業特別会計補正予算（補正第3号））
  - 日程第 6 議案第25号 平成29年度みどり市児童生徒就学援助費の支給認定に関し議決を求めることについて
- 

## 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名委員の指名
  - 日程第 2 会期の決定
  - 日程第 3 教育長報告
  - 日程第 4 議案第23号 議会の議決を経るべき議案の原案について（みどり市多世代交流館条例の制定）
  - 日程第 5 議案第24号 議会の議決を経るべき議案の原案について（平成29年度一般会計補正予算（補正第3号）、富弘美術館事業特別会計補正予算（補正第3号））
  - 日程第 6 議案第25号 平成29年度みどり市児童生徒就学援助費の支給認定に関し議決を求めることについて
- 追加日程第1 議案第26号 平成29年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価報告書について

**出席委員（5人）**

委員長 金子 祐次郎  
委員 丹羽 千津子  
教育長 石井 逸雄

職務代理者 松崎 靖  
委員 山同 善子

**欠席委員（なし）**

**傍聴（なし）**

---

**説明のため出席した者**

教育部長 吉野 茂男  
学校教育課長 三ツ屋 雄一  
社会教育課長 金高 吉宏  
富弘美術館事務長 横倉 智恵子

教育総務課長 川俣 一広  
学校計画課長 大島 寿之  
文化財課長 和田 一彦  
学校教育課  
学事係主任 小見 真太郎

---

**事務局職員出席者**

教育総務課長補佐 正田 一仁

総務係主査 剣物 雅世

## ◎開会・開議

午前10時17分開会・開議

○委員長（金子祐次郎） ただいまから、平成29年度第8回みどり市定例教育委員会議を開会いたします。よろしくお願いいたします。

---

## ◎日程第1 会議録署名委員の指名

○委員長（金子祐次郎） 日程第1、会議録署名委員の指名について、本日は、席番2番の松崎 靖委員にお願いしたいと思います。

---

## ◎日程第2 会期の決定

○委員長（金子祐次郎） 日程第2、会期の決定ですが、平成29年11月10日、本日1日としたと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長（金子祐次郎） 異議なしの声がありましたので、本日1日と決定いたします。

---

## ◎日程第3 教育長報告

○委員長（金子祐次郎） 日程第3、教育長報告を石井教育長からお願いいたします。

○教育長（石井逸雄） それでは、10月13日から昨日までの教育長報告です。

10月25日の水曜日、森の仕事の体験教室ですけれども、福岡中央小学校と大間々北小学校が連携して、林業体験を行う事業で昨年度から実施しています。今回私も行って見ました。福岡中央小学校の近くの林業体験の森で実際に子供たちに伐採の体験をさせていただきました。講師は、県内ではもう1人か2人しかいないと言われている、小平の金子さんという方です。83歳になる方で、その人が杉の木の伐採、枝おろしをするわけですが、手でそのままスルスルと30メートルくらい登って行ってしまうという人です。ロープをぐっと巻いて、足に絡めて、抱き着いてぐっぐと上がっていく人なのです。こういう体験教室で見せてもらえるのはことしが最後かもしれないとお話をされていました。枝おろしがなぜ必要かという、節がたくさんある木を材にした板と、節のない木を材にした板を見せて、この枝をおろしていかないと、こういう形で使い物にならない材になってしまう。だから、しっかりとやっていく必要があるということでした。それから、間引き体験をしましょうということで、生徒がみんなノコギリで木を倒し、倒した木を輪切りにしてコースターにして持って帰りました。そういう林業体験を、5年生が連携してやっており、非常に素晴らしい体験だなと思いました。ここまで林業について勉強しているのであれば、大間々北小学校のスクールバスを使って、東にできた製材所まで行って、学習を完結させてあげると、子供たちにしっかりわかるのではないかと話をしてきました。そういう意味で、みどり市として非常に特色のある活動なのかなと思って見てまいりました。それが、この森の仕事の体験教室ということです。

それから、26日の群馬県都市教育長協議会はみどり市が当番ということで、岩宿博物館でやらせていただいて、教育長さん方に石器づくり体験をしていただきました。非常に好評でありました。教育委員さん方にもぜひしていただきたいと思います。

全国広しと言えども、石器体験をきちんとした形で指導ができる館というのは本当に数が限られています。岩宿博物館はすごいということを、改めてほかの市の教育長さんから、こんな素晴らしい博物館があるのだねという声を聞いて感じたところでもあります。

11月1日、来年度の県の予算要望で、昨年度と同じような形で新設小学校について、小学校をつくっていくにあたっては国の補助、県の補助等もいただかなければならない、特に国の補助をいただかなければならない部分があるのですが、そういう意味では国とのつなぎをよろしく願いますという形でお願いしてきたところです。

それから、文化財課の関係では西鹿田中島遺跡の整備事業について、国の予算、県の予算等をいただいていたのですが、それが今年度終わります。来年度以降岩宿遺跡の整備計画を進めていきたいということで予算要望をしまりました。

2日東部地区人事会議、8日縣市町村教育長協議会並びに縣市町村教育長人事会議で、共通の話題として教職員の多忙化解消というところになっております。これについては、きょうは資料を特に用意しておりませんが、12月あるいは1月のところで皆さんにも少しご協議いただかなければならないと思っています。多忙化解消ということで、働き方改革の一環として、先生方の仕事がブラックであるという形で言われてきている部分があるので、これをどうにかしなければならぬ中の一つが、部活動の問題。それから、時間外勤務の問題です。県のほうで協議会を設けて調査をしたり、審議をしたりという形の部分が少しずつ公表されるようになってまいりました。全県として取り組んでいかなければならない部分もありますので、それを受けてみどり市としてはどうしていくかご協議いただく必要があると感じております。

それからもう一つ、先生方が子供たちと向き合っってしっかりと授業ができるような時間の確保というところでは、先生方の研修や出張を大幅に見直す必要があるという動きが出ておりますので、これは全県で行わないと意味がありません。

12月の県の教育委員会議で諮った上、全県に降りてくるという形になっていくようです。それらの資料を基に、みどり市では具体的に来年度以降どう取り組んでいくか皆さんのご意見等もいただきながら定めていく必要があります。その時に、また細かな部分は紙面等で示してご意見をいただきたいと思っています。以上です。よろしくお願いいたします。

○委員長（金子祐次郎） ありがとうございます。ただいまの教育長の報告について、何かご質疑があればお願いいたします。

〔少し間あり〕

○委員長（金子祐次郎） よろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

○委員長（金子祐次郎） ご質疑がないようでしたら、日程第3、教育長報告は以上で終了いたします。

---

◇

◎日程第4 議案第23号 議会の議決を経るべき議案の原案について（みどり市多世代交流館条例の制定）

○委員長（金子祐次郎） 次に、日程第4、議案第23号、議会の議決を経るべき議案の原案について（みどり市多世代交流館条例の制定）を議題として上程いたします。議案書の朗読を事務局からお願いいたします。

〔議案書 朗読〕

○委員長（金子祐次郎） 事務局の朗読が終わりましたので、社会教育課長より内容説明をお願いいたします。

○社会教育課長（金高吉宏） それでは、社会教育課からみどり市多世代交流館条例の条例案を載せさせていただいておりますが、内容につきましては、前回の教育委員会議の全員協議会で説明させていただきました。今回は条例の中身を説明させていただきます。

まず、設置の第1条の目的になりますが、市民の生涯学習及び市民の交流、それから子育て親子の交流等の推進を図ることが目的でこの多世代交流館を設置をいたします。位置については、旧福岡西小学校です。3条の事業につきましては、まず第1号が貸館の事業、それから第2号が多世代交流館設置の目的を達成するために必要な事業です。4条の管理は教育委員会。5条で休館日につきましては、12月28日から翌年の1月4日として、それ以外は開館をする予定でございます。

それから、6条の開館時間ですが、日曜、国民の祝日になります休日等に関しましては午前9時から午後5時まで、それ以外の平日につきましては午前9時から午後10時までと規定しました。

それから、7条では入館禁止等の内容、これにつきましては自由に入館出来ることとなりますので、それに対する禁止事項を書かせていただいております。8条では利用の許可ということで、その条項を記載しております。次の裏面に移りまして、9条につきましては、利用の制限ということで、教育施設という中で公民館的な利用を考えております。公民館に準ずる規定ということでもっぱら営利を目的ですとか、政治、政党等の関係、それから宗教関係、その他目的に反するとき等を規定させていただいております。

それから、10条につきましては利用権の譲渡等の禁止。11条では利用許可の取消し、第12条では使用料、基本的にはどなたでも使っていただけるスペースということで使用料を設定させていただきました。しかし、13条で使用料の免除ということで、基本的には市民の方が生涯学習で利用していただくためには無料ということで使っていただきたいというふうに考えております。有料となる内容につきましては、例えば企業が行う職員研修ですとか、健康診断ですとか、そういった場合の利用の際、使用料をお支払いいただいで利用していただけるということで、今こういった企業等が利用していただける施設が市の中にはありませんので、この施設を利用しいていただけるように、今回条

例の制定をさせていただきたいと考えております。

それから、次のページの14条につきましては使用料の還付規定。15条では使用した場合の原状回復ということで、掃除ですとか、整理整頓等の規定をここで義務づけております。それから、16条では物を壊した等の損害賠償の義務。それから、17条では教育委員会規則に必要事項を定めること。

附則としまして、この条例につきましては4月1日から施行したいというふうに考えておりますが、その準備行為としまして次項で施行の前日においても行うことができるということで、基本的には、2ヶ月前から予約ができるというふうに考えておりますが、3月中にオープンを考えておりますので、それ以降から予約ができるというふうにしております。

別表では、使用料の規定をつけさせていただきまして、最後に使用料とは別に冷暖房を使う場合には10分の12を乗じて、2割増しという規定になっております。条例の内容については以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（金子祐次郎） ありがとうございます。ただいまの説明に対し、何かご質疑があればお願いいたします。

〔少し間あり〕

○委員（山同善子） すごくいい施設だなというふうに思うのですが、ここまでのアクセスが少し問題だと思います。例えば、私的な利用でなく利用する時に、空いている市のバスを貸してもらうとか、そういうようなことは今のところはないのですか。

○社会教育課長（金高吉宏） 今のところはありません。公共交通等、デマンドバスというふうな交通手段で対応していただくことになってきますが、利用が多くなってくると公共交通機関の考え方も必要になってくると思います。まずは、この施設の利活用の部分を始めさせていただいてというふうに考えております。

○委員長（金子祐次郎） はい。わかりました。

〔少し間あり〕

○委員長（金子祐次郎） そのほか、何かございますか。1点確認なのですけれども、この交流館には管理人室や受付窓口はあるのですか。

○社会教育課長（金高吉宏） はい。事務所を設けさせていただいて、北からの玄関から入ってすぐのところが事務所になっています。

○委員長（金子祐次郎） そこで利用の受け付けだとか、予約を含めて行えるということなのですね。

○社会教育課長（金高吉宏） 今のところ嘱託員と臨時職員を置き大間々公民館の館長が出向して利活用を考えていくというふうに考えております。

○委員長（金子祐次郎） はい。わかりました。

そのほか、いかがでしょうか。

○委員（山同善子） 今、お話しで館長さんが行くということなのですが、これは大間々公民館長と

ということですか。

○社会教育課長（金高吉宏） 基本的には、公民館的な施設という位置づけでおりまして、なるべく事業を多世代交流館でやっていただいていると思っており、現実的にやれるところの職員が行って中の利活用を考えるとという意味で、大間々公民館の職員で対応しようと考えております。

○委員（山同善子） はい。わかりました。

○委員長（金子祐次郎） よろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

○委員長（金子祐次郎） ほかにご質疑がないようですので、質疑を打ち切りお諮りいたします。日程第4、議案第23号、議会の議決を経るべき議案の原案について（みどり市多世代交流館条例の制定）、本案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

賛成委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（金子祐次郎） 挙手全員ですので、本案は原案のとおり決定することといたします。

---

◇

◎日程第5 議案第24号 議会の議決を経るべき議案の原案について（平成29年度一般会計補正予算（補正第3号）、富弘美術館事業特別会計補正予算（補正第3号））

○委員長（金子祐次郎） それでは、次に移ります。日程第5、議案第24号、議会の議決を経るべき議案の原案について（平成29年度一般会計補正予算（補正第3号）、富弘美術館事業特別会計補正予算（補正第3号））ついてを議題として上程いたします。議案書の朗読を事務局からお願いいたします。

〔議案書 朗読〕

○委員長（金子祐次郎） 事務局の朗読が終わりましたので、担当課より内容説明をお願いいたします。

○教育総務課長（川俣一広） それでは、教育総務課から説明をさせていただきます。今回の補正は、社会保険の適用範囲が臨時職員に拡大されたということで、今まで週30時間を超えなければ社会保険を適用しなくてもよかったものが、今後は適用しなくてはならないということで、その関連の改正が各課で出ておりますのでよろしくお願いいたします。

教育総務課におきましては、1番については現在、教育総務課にいる臨時職員が1名おりますので、この方が社会保険に加入して事業所負担ということで新たに4月にさかのぼって追加しなくてはなくなり16万9,000円を追加で補正させていただくものです。

2番につきましては、大間々学校給食センターの臨時職員さん1名についての増額分でございます。よろしくお願いいたします。

○学校教育課長（三ツ屋雄一） 続いて、学校教育課です。学校教育課は、ALTの報酬で8万円の補正ということです。理由といたしましては、大間々中学校のJETプログラムによるALTがこの

夏にかわったわけですが、そのかわったタイミングが、こちらに来る来日の日程等が年度を明けてから知らされて、A日程・B日程というのがあるようなのですが、当初よりも新しい人が一週間位早く来るということがわかりまして、前のALTは7月29日まで勤務でしたが、7月24日に新しいALTが来日し6日間の重なった部分が出てしまいました。そこで、重なった部分に対しての日割りということで8万円の補正をするものでございます。以上です。

○学校計画課長（大島寿之） 続きまして、学校計画課3ページをごらんください。旧神梅小学校の関係で、まず現在、借地の公有化ということで進めておりますが、借地10筆中7筆の買収が完了しまして、1年間の借地料を予算化しているのですが、買収に伴いまして、借地料が確定しましたので、不用額75万3,000円を減額するという形になります。

それと、公有化の中で未契約のところがございまして、弁護士と相談しまして過去3年分の借地分の借地料を補償費として支払うということで、交渉して公有化を進めていくという流れをしております。その分、用地購入費から補償費として2万2,000円を科目を換えるという補正をいたします。以上でございます。

○社会教育課長（金高吉宏） 続きまして、社会教育課の補正予算でございます。歳入はございません。歳出につきましては、1番のジュニアアカデミー事業につきまして、落語家さんと呼んで学校の生徒さんたちに見せるというふうな事業を12月に予定しておりますが、その落語家さんにお支払するお金につきまして、当初委託料で取っておりましたが、個人にお支払いするということで報償費として金額を組みかえさせていただきたいと思ひまして、45万円を委託料から報償費へ組みかえを行いたいというふうな内容でございます。

それから、2番、東公民館総務事業、3番、図書館総務事業、4番、童謡ふるさと館事業につきましては、社会保険料の拡大に伴いまして、臨時職員の金額の補正ということでございます。次のページめくっていただきまして、NO.5番ですけれども、多世代交流館総務事業につきましては、4月1日からということで、条例制定を進めさせていただいておりますが、オープンを3月中にしたいというふうに考えておりまして、3月中の臨時職員賃金、それからオープンの際のための費用ということで、今回、報償費、需用費等の金額を全体で50万円計上させていただきました。

それから、6番につきましては、保健体育費の部分で臨時職員への社会保険料の補正ということと、最後の7番目につきましては、東運動公園社会体育館の屋根の修理が終了しまして、その差金がありますので、722万5,000円の減額補正ということで計上させていただきました。社会教育課では以上です。

○文化財課長（和田一彦） 続きまして、文化財課から説明させていただきます。歳入補正はございません。歳出でございますが、10万4,000円を補正させていただきます。補正理由でございますが、ガイダンス施設竣工記念記念品（名入定規）代、当初は平成30年4月に竣工式を予定していましたが、竣工式を平成30年3月に実施することに変更したことによるものでございます。

お配りしたイメージ図をごらんいただきたいのですけれども、作成の狙いとしましては、西鹿田中

島遺跡の関心を高めるために配布するものでございます。この定規の特徴でございますが、左上が千年というふうに書かれていますが、1センチを千年として年表的に表し縄文時代の長さを定規で理解してもらおうこと。それから、2つ目としまして西鹿田中島遺跡の古さを理解してもらおうため代表的な出土品の写真を掲載すること。ここにあります1万1,000年前の多縄文土器ですね、それが11センチの部分、それから1万3,000年前の埴型文土器、これが13センチの部分ということになっております。年表的に表しまして、歴史を理解していただくということが目的となっております。なお、1本320円で300本作成する予定でございまして、それに消費税が付きまして、10万3,680円で、補正予算額として10万4,000円となります。文化財課からは、以上でございます。

○富弘美術館事務長（横倉智恵子） 続きまして、富弘美術館の補正予算額について説明いたします。7ページを見ていただいて、富弘美術館資料NO. 1をごらんください。

一般会計になります。歳出の富弘美術館事業特別会計繰入金ですが、富弘美術館事業特別会計補正予算の歳入の繰入金125万円の減額に伴い、この額を減額しております。

続きまして、8ページになります。資料NO. 2になります。こちら富弘美術館事業特別会計ですが、歳入の一般会計繰入金ですが、歳出の125万円の減額を受けて同額を減額するものです。

歳出につきましては、富弘美術館運営事業の今回の補正額125万円の減額ですが、これは7節の臨時職員賃金の賃金改定に伴う増額。それから、退職した臨時職員の補充と障がい者枠の雇用等が上半期になかったことにより、減額補正となっております。富弘美術館からは以上です。よろしくお願いいたします。

○委員長（金子祐次郎） ありがとうございます。各担当課長から内容説明に対し、何かご質疑があればお願いいたします。

○委員（山同善子） 5ページの多世代交流館総務事業の補正理由の中に、14節の使用料及び貸借料とありますけれども、これは何ですか。

○社会教育課長（金高吉宏） これはくす玉とか、オープンに向けてお借りするものを考えおります。

○委員（山同善子） 建物の使用料かなと思ったので、わかりました。

○委員長（金子祐次郎） そのほか、ございますか。

[少し間あり]

○委員長（金子祐次郎） よろしいですか。

○教育長（石井逸雄） 富弘美術館の障がい者雇用枠で、富弘美術館で障がいをお持ちなのだけれども働けるといふ方がいた場合については、障がい者枠ということで任用できるのですが、現在は富弘美術館のほうの枠が空席なので、それなので、前期分をここで減額補正するというので、後期分の予算はとってあります。富弘美術館のほうで、労務採用、(外での草刈りだったり、ゴミ拾いだったり、清掃だったり、) 部分でありますけれども、働きたい方がいらしたらご紹介いただくと有り難いです。

○委員（松崎 靖） 期間はどれくらいですか。

○富弘美術館事務長（横倉智恵子） 3月いっぱいまでが一つの任用期間となりますが、また来年度、予算を取る予定でいます。

○教育長（石井逸雄） とりあえず、今年度は下半期分が人が入っていないので、決まればそこから3月末までの任用となります。

○委員（山同善子） 年度更新ということですか。

○教育長（石井逸雄） 年度更新です。

○委員（山同善子） 1年の更新ですか。

○富弘美術館事務長（横倉智恵子） 臨時さんは半年、半年の任用になりまして、1回3月で任用が切れまして、また良ければ4月から継続していただくということになります。

○委員（松崎 靖） 草むしり等の軽作業ですか。

○富弘美術館事務長（横倉智恵子） 今下半期の分については、軽作業です。あとチラシ入れをするとかシール貼りをするとか、外でのごみ拾いとか草むしり程度で簡単な作業です。時間も一般的な方よりは短めになっております。

○委員（丹羽千津子） 通勤等は自分で行かなくてはならないのですか。

○富弘美術館事務長（横倉智恵子） そうですね。通勤手当はつきます。笠懸地区くらいからの部分はとってありますので大丈夫です。

○委員（山同善子） 何か見付きそうじゃないですか。これは企業の場合、よく何人枠とありますが、その部分ですか。

○教育長（石井逸雄） そうです。市としても市全体として障がい者枠があるということです。

○委員長（金子祐次郎） これについては、心当たりの方がいれば、横倉事務長さんに直接でということによろしいのですか。

○富弘美術館事務長（横倉智恵子） はい。

○委員（山同善子） 当てはないのですけれども、年齢的とか、性別とかあるのですか。そういうのはいけないのでしょうか、イメージとしては男性のほうがいいのですか。

○富弘美術館事務長（横倉智恵子） でも男女は問われてはいませんので、どなたでもやる気のある方でしたら。簡易作業なので、そんなに体力がなくても大丈夫です。

○委員長（金子祐次郎） そのほか、よろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

○委員長（金子祐次郎） ご質疑がないようですから、質疑を打ち切りお諮りいたします。日程第5、議案第24号、議会の議決を経るべき議案の原案について（平成29年度一般会計補正予算（補正第3号）、富弘美術館事業特別会計補正予算（補正第3号））、本案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

賛成委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（金子祐次郎） 挙手全員ですので、本案は原案のとおり決定することといたします。

---

◎追加日程第1 議案第26号 平成29年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価  
報告書について

○委員長（金子祐次郎） それでは、次に移ります。次は、日程第6追加日程ということで、追加議案がありますので、そちらを先に審議したいと思います。

追加日程第1、議案第26号、平成29年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価報告書についてを議題として上程いたします。議案書の朗読を事務局からお願いいたします。

〔議案書 朗読〕

○委員長（金子祐次郎） 事務局の朗読が終わりましたので、教育総務課長より内容説明をお願いいたします。

○教育総務課長（川俣一広） これにつきましては、先ほどの全員協議会のほうでもご審議いただいた資料の内容で決めていただければと思いますのでよろしくお願いいたします。以上でございます。

○委員長（金子祐次郎） 先ほどの全員協議会の中で、議題に出ておりました点検・評価ですけれども、これについて改めてご質疑等があればよろしくお願いいたします。

〔少し間あり〕

○委員長（金子祐次郎） よろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

○委員長（金子祐次郎） ご質疑がないようですので、質疑を打ち切りお諮りいたします。追加日程第1、議案第26号、平成29年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価報告書について、本案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

賛成委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（金子祐次郎） 挙手全員ですので、本案は原案のとおり決定することといたします。

---

◎日程第6 議案第25号 平成29年度みどり市児童生徒就学援助費の支給認定に関し議決を  
求めることについて

○委員長（金子祐次郎） それでは、次に移ります。日程第6、議案第25号、平成29年度みどり市児童生徒就学援助費の支給認定に関し議決を求めることについてを議題として上程いたします。なお、本議案については秘密会議といたしますので、担当課以外の方は退席をお願いいたします。

〔担当課以外 退室〕

---

審 議 〔非公開により未記載〕

○委員長（金子祐次郎） ほかにご質疑がないようですから、質疑を打ち切りお諮りいたします。日程第6、議案第25号、平成29年度みどり市児童生徒就学援助費の支給認定に関し議決を求めることについて、本案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

賛成委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（金子祐次郎） 挙手全員ですので、本案は原案のとおり決定することといたします。



## ◎閉 会

○委員長（金子祐次郎） 以上をもちまして、本日の議事全て終了いたしました。これをもって閉会といたします。お疲れさまでした。

午前11時3分閉会

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則(平成27年みどり市教育委員会規則第2号)附則第2項の規定によりなおその効力を有することとされている同規則による改正前のみどり市教育委員会議規則(平成18年みどり市教育委員会規則第2号)第19条第2項の規定によりここに署名する。

教育委員会教育委員長 金子 祐次郎

教育委員会教育委員 松崎 靖